

「参議院の国有財産」と聞いて皆さんはどのようなものを想像しますか。財産というと高価な物といったイメージで、国会議事堂の中に飾られている絵画やシャンデリアなどをイメージする方もおられるかもしれません。

あまり聞きなじみのない言葉かと思いますが、国有財産の定義については、国有財産法第2条において定められています。その対象は、「国の負担において国有となった財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となった財産」のうち、土地・建物といった不動産、船舶や航空機等の特殊な動産、及びこれらに附属する従物といった、いわゆる「物」から、地上権や特許権・著作権、有価証券等のいわゆる「財産権」にまで幅広く及んでいます（参議院では船舶や航空機、国有財産としての財産権は有していません）。

これに当てはめると、国会議事堂（以下「議事堂」という。）は建物なのでももちろん国有財産ということになります。ほぼ中央を境に、正面向かって右側を参議院事務局、左側を衆議院事務局が管理していますが、中央塔の部分は参議院が所管しています。

冒頭で挙げた絵画ですが、これはたまたま議事堂に掛けられているに過ぎず、議事堂外の建物に掛けることも可能です。議事堂の従物とは考えにくいことから、国有財産としてではなく物品と扱われます。一方シャンデリアは、建物に附属する照明設備の一つとして常用に供されていることから、議事堂の従物として国有財産の扱いになります。また、議事堂の前庭には、寄附を受けて各都道府県の木（国会見学のコースにもなっています）が植えられていますが、これらの木々も土地の定着物であるため国有財産とされます。

議事堂、議員会館やその他の庁舎・樹木等の国有財産の適切な管理は、重要な業務の一つです。台風・大雪で国有財産の樹木が折れることもよくありますし、過去には議事堂の中央塔の石材に雷が直撃して一部が破損し、その破片が下のガラス屋根をも突き抜けたことがありました。こうした不測の事態にも、復旧に向けて迅速な対応が求められます。

また、参議院の土地・建物を使用する者（地下鉄・店舗等）から、法令に基づき使用料を徴収することも業務の一つです。平成26年度の使用料は約3億円となる見込みで、歳入として予算に計上しています。

こうした業務の関係で、国有財産に関する過去の保存資料を読んでいると、ちょっとした面白い情報を見付けることができます。

例えば、現在の議事堂の敷地は長方形ですが、昔は三角形であったこと、さらに昔、一時期そこには枢密院事務所が置かれていたこと、先ほどの落雷による中央塔の工事資料からは、修復に「議院石」（花こう岩の一種）を使用していることが分かりました。名前の由来は、昭和11年完成の現議事堂の外装に使用されたことによるものだそうです。

管理業務は意外と動き回ることも多く忙しい仕事ですが、時間を見つけて豆知識を発見するのもひそかな楽しみです。

おおたに ともひさ  
（大谷 知久・管理部管理課）